利 用 上 の 注 意

1. この「平成29年工業統計調査－確報（概要版）－」は、平成２９年６月１日現在で実施した工業統計調査（以下「工業統計」という。）における従業者４人以上の事業所の主要項目について、石川県分の集計を行ったものである。

2. 平成２９年工業統計において、調査日を６月１日（従前は１２月３１日）に変更したため、事業所数、従業者数については平成２９年６月１日現在、製造品出荷額等、付加価値額については平成２８年１月～１２月の実績により調査している。
   このため「平成29年工業統計調査－確報（概要版）－」における年次は以下のとおり。
   (1) 「平成２８年」及び「平成２９年」の数値は、平成２９年工業統計の結果に基づく数値である。
   (2) 「平成２３年」、「平成２４年」、「平成２７年」及び「平成２８年」の数値は経済センサス‐活動調査の結果に基づく数値である。
   (3) 上記以外の年次の数値は、表示年次に実施した工業統計の結果に基づく数値である。

3. 各集計項目は、以下のとおり。
   (1) **事業所**とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。
   (2) **従業者数** ＝ 個人業主及び無給家族従業者 ＋ 有給役員 ＋ 常用雇用者（正社員・正職員としている人 ＋ パート・アルバイトなど）－ 送出者 ＋ 出向・派遣受入者
   (3) **製造品出荷額等** ＝ 製造品出荷額 ＋ 製造工程から出たくず及び廃物の出荷額＋ 加工賃収入額 ＋ その他収入額（転売収入、修理料収入等）
   (4) **付加価値額**（従業者30人以上の事業所） ＝ 製造品出荷額等 ＋（製造品年末在庫額 － 製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額 － 半製品及び仕掛品年初価額）－ （推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額 ＋ 推計消費税額）－ 原材料使用額等 － 減価償却額
   (5) **粗付加価値額**（従業者29人以下の事業所） ＝ 製造品出荷額等－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額 ＋ 推計消費税額）－ 原材料使用額等

4. 製造品出荷額等などの経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成２７年５月１９日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。
   なお、工業統計では、在庫額についても当ガイドラインに準じて、消費税込みに補正した上で結果表として集計している。
   ＜ガイドライン＞
   http://www.soumu.go.jp/main_content/000365494.pdf

5. 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、積み上げと合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第２位で四捨五入した。
   統計表中、「－」は該当数値なし、「0」又は「0.0」は四捨五入による単位未満、「▲」は数値がマイナスであることを表している。
   「X」は、集計対象となる事業所が１又は２であるため、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所である。また、集計対象が３以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が１又は２の事業所の数値が合計との差し引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。更に「平成２８年」が秘匿する必要がない箇所でも、増減比較をする「平成２７年」が秘匿であった場合、前年比を「X」と

6. 平成１９年については、事業所の捕そくを行ったため、事業所数及び従業者数の前年比については時系列を考慮し、当該捕そく事業所を除いたもので計算している。
   また、平成１９年調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加したことにより、「製造品出荷額等」、「付加価値額」、「原材料使用額等」については平成１８年以前の数値とは接続しない。

7. 「平成２３年」、「平成２４年」、「平成２７年」及び「平成２８年」の数値は経済センサス‐活動調査の調査結果のうち、工業統計の範囲に合わせるため以下の全てに該当する製造事業所について集計したものである。
   - 従業者４人以上の製造事業所であること
   - 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
   - 製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

   なお、工業統計調査と経済センサス‐活動調査は母集団となる名簿情報がそれぞれ異なることなどから、比較に際しては留意されたい。

8. 表、グラフなどで用いる産業名の略称は以下のとおり。

産業中分類	略称	産業中分類	略称
09 食料品製造業	食料品	21 窯業・土石製品製造業	窯業・土石
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ・飼料	22 鉄鋼業	鉄鋼業
11 繊維工業	繊維工業	23 非鉄金属製造業	非鉄金属
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	木材・木製品	24 金属製品製造業	金属製品
13 家具・装備品製造業	家具・装備品	25 はん用機械器具製造業	はん用機械
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙	26 生産用機械器具製造業	生産用機械
15 印刷・同関連業	印刷	27 業務用機械器具製造業	業務用機械
16 化学工業	化学工業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
17 石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭	29 電気機械器具製造業	電気機械
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラスチック製品	30 情報通信機械器具製造業	情報通信
19 ゴム製品製造業	ゴム製品	31 輸送用機械器具製造業	輸送用機械
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革	32 その他の製造業	その他の製品

9. 産業部門を構成する産業は以下のとおり。

・繊　　維　11－繊維工業
・機　　械　22－鉄鋼業、23－非鉄金属、24－金属製品、25－はん用機械、26－生産用機械、27－業務用機械、28－電子部品、29－電気機械、30－情報通信、31-輸送用機械
・食　料　品　09－食料品､10－飲料・たばこ・飼料
・窯 業・土 石　21－窯業・土石
・木材・木製品　12－木材・木製品
・そ　の　他　13－家具・装備品、14－パルプ・紙、15－印刷、16－化学工業、17－石油・石炭、18－プラスチック製品、19－ゴム製品、20－皮革、32－その他の製品

いしかわ統計指標ランド： http://toukei.pref.ishikawa.jp/
問い合わせ先 ： 石川県県民文化スポーツ部県民交流課　統計情報室
電話 ０７６－２２５－１３４２